マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年八月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十三号

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の施行に伴い、並びにマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百五条第一項、同法第百二十六条第三項及び第百三十二条第三項において準用する同法第二十三条第四項、同法第百三十条、第百三十六条第三項及び第百四十三条第三項、同法第百五十二条及び第百五十四条において準用する同法第七十八条第六項並びに同法第百五十九条第一項及び第百六十七条、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十三条、第三十五条第一項第二号及び第三十六条、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十八条第一項及び第十九条、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二条第七項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令

目次を次のように改める。

目次

第一章　マンション建替事業

第一節　施行者

第一款　マンション建替組合（第一条―第十四条）

第二款　個人施行者（第十五条・第十六条）

第二節　権利変換手続等（第十七条―第二十五条）

第三節　雑則（第二十六条）

第二章　除却する必要のあるマンションに係る容積率の特例に係る敷地面積の規模（第二十七条）

第三章　マンション敷地売却事業

第一節　マンション敷地売却組合（第二十八条―第三十一条）

第二節　分配金取得手続等（第三十二条―第三十四条）

第三節　雑則（第三十五条）

第四章　雑則（第三十六条・第三十七条）

附則

第一章の章名、同章第一節及び第二節の節名並びに第二章の章名を削る。

第一条の前に次の章名、節名及び款名を付する。

第一章　マンション建替事業

第一節　施行者

第一款　マンション建替組合

第一条中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

第三条第一項中「以下」の下に「この章において」を加える。

第十四条の次に次の款名を付する。

第二款　個人施行者

第十六条の次に次の節名を付する。

第二節　権利変換手続等

第十九条第一項中「まで」とあるのは「マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）」に、「から」とあるのは「マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令」を「から」とあるのは「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」に改める。

第二十五条第一項中「掲載して行うほか、施行者がその公告すべき内容を」を「掲載し、かつ、」に改め、同条の次に次の節名を付する。

第三節　雑則

第三章を削る。

第三十一条を第三十七条とする。

第三十条中「第四条第四項」の下に「（第二十九条において準用する場合を含む。）」を、「第二十五条第二項」の下に「（第三十四条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第三十六条とする。

第二十六条の次に次の二章を加える。

第二章　除却する必要のあるマンションに係る容積率の特例に係る敷地面積の規模

第二十七条　法第百五条第一項の政令で定める規模は、次の表の上欄に掲げる地域又は区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

地域又は区域	敷地面積の規模（単位　平方メートル）
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域又は同号に規定する用途地域の指定のない区域	一、〇〇〇
都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域	五〇〇
都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域又は商業地域	三〇〇

第三章　マンション敷地売却事業

第一節　マンション敷地売却組合

（代表者の選任等）

第二十八条　法第百二十五条第二項の規定により一人の組合員とみなされる者は、そのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）をマンション敷地売却組合（以下この章において「組合」という。）に通知しなければならない。

2　前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもって組合に対抗することができない。

3　第一項の代表者の解任は、組合にその旨を通知するまでは、これをもって組合に対抗することができない。